# 平成29年度三重大学社会教育主事講習実施要項

# 1. 講習の目的

この講習は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するに必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

- 2. 主催及び実施期間
  - (1) 主 催:文部科学省
  - (2) 実施機関:三重大学
- 3. 実施期間:平成29年7月24日(月)~平成29年8月22日(火)
- 4. 実施場所

(主会場)

三重大学教育学部専門校舎1号館 4階大会議室

三重県津市栗真町屋町1577

電話: 059-231-9348

(宿泊研修会場)

マリーナ河芸

三重県津市河芸町東千里854-3

電話:059-245-5001

- 5. 受講者の範囲及び受講資格
  - (1) 受講者の範囲

原則として三重県、愛知県、岐阜県、静岡県に在住又は勤務している者

(2) 受講資格

社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)第2条各号の一に該当する者(別表1参照)

- 6. 受講予定者:約40名
- 7. 受講申込書類及び提出期限
  - (1) 受講申込書類

ア. 受講申込書 (別紙様式1)

イ. 受講承認書 (別紙様式2)

ウ. 受講資格を証明する書類等 (別表1を参照し,該当する書類を提出。別紙様式4 は希望者のみ提出)

### 工. 返信用封筒

(角形2号の封筒に住所、氏名を記入の上、140円の郵便切手を貼付する。)

## (2) 提出先について

①東海4県に勤務もしくは居住されている方 6月26日(月)までに住所地又は勤務地の県教育委員会へ提出する。

県教育委員会は、提出された受講申込書類について受講資格の有無を調査し、資格があると認めた場合は、受講申込者名簿を添えて6月30日(金)までに下記提出先に当該書類を一括して送付する。

書類送付先:〒514-8507 津市栗真町屋町1577

三重大学教育学部チーム内 社会教育主事講習運営委員会宛

## ②①以外の方

三重大学教育学部チーム内社会教育主事講習運営委員会に郵送又は直接持参する。

受付時間:8時30分~17時15分(土・日・祝日は除く)

提出締切:6月30日(金)

#### 8. 受講者の選定

- (1) 三重大学は、三重大学社会教育主事講習運営委員会の意見を聴いて、受講者を選定する。
- (2) 受講許可通知書は、平成29年7月上旬までに本人宛へ発送するとともに各県教育委員会へ許可者名を通知する。

# 9. 講習実施内容

「社会教育主事講習等規程」第3条の規定による4科目9単位とする。

10. 講習日程(科目,単位数及び講師等)

別表2-1及び2-2のとおりとする。

なお、日程については今後変動する場合もある。

### 11. 既修得単位等の認定

- (1) 既修得単位の認定は、「社会教育主事講習等規程」第7条第2項及び第3項の規定による大学における科目の既履修単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者に対して行う。
- (2) 既修得単位の認定を希望する者は、「社会教育主事講習単位修得認定申請書」(別紙様式4)に成績証明書及び申請者が卒業又は中途退学した大学等の履修の手引き等を添えて、願い出るものとする。
- (3) 認定の対象となる単位は、講習の開講科目と対応する授業科目について修得した単位であるが、その対象関係については、科目名の一致、不一致だけでは判断できないので、申請者が卒業又は中途退学した大学等の履修の手引き等の参照、大学等への問い合わせ、本学の該当科目の担当教員から意見の聴取を経て決定する。
- (4) 既取得単位として認定する授業科目及び単位数は、生涯学習概論 (2単位)及び社会 教育計画 (2単位)の2科目とする。

- (5) 既修得単位として認定した場合は、「社会教育主事講習単位修得認定書」を交付する。
- 12. 単位修得認定及び修了証書

三重大学長は、「社会教育主事講習等規程」第3条に定めるところに従い、9単位以上の単位を修得した者に対し、「社会教育主事講習修了証書」を授与する。

## 13. 講習の運営

講習の円滑な実施を図るため運営委員会を置く。

三重大学長は,受講者の選定その他講習運営上重要な事項の決定については,運営委員会 と協議の上行う。

### 14. 受講者の参集日時及び場所

- (1) 日時: 平成29年7月24日(月)午前9時00分
- (2) 場所:三重大学教育学部専門校舎1号館 4階大会議室

### 15. 受講者の受講に要する経費

- (1) 旅費, 宿泊に伴う経費等は受講者の負担とする。(宿泊研修にかかる経費は除く。)
- (2)受講に要する補助経費として、一人当たり19,000円を徴収する。 (この経費については、宿泊研修の宿泊費等の諸経費とし、開講日当日に徴収する。)

# 16. その他

- (1) 附属図書館の利用について 講習期間中,受講者は,本学附属図書館を利用することができる。
- (2) 食堂の利用について 三重大学内の食堂を利用することができる。
- (3) 宿泊について 宿泊については、各自で確保すること。
- (4) 受講についての注意事項及び会場案内図等は、受講許可書を郵送の際、同封する。
- (5) 大学構内は駐車場が少ないため、公共交通機関を利用すること。

平成29年度社会教育主事講習実施機関

三 重 大 学

 $\mp 514 - 8507$ 

三重県津市栗真町屋町1577

三重大学教育学部チーム総務担当

TEL: 059-231-9348FAX: 059-231-9352

E-mail: edu-somu@ab.mie-u.ac.jp